

(証券コード 8917)

平成28年1月8日

株 主 各 位

兵庫県尼崎市東難波町五丁目6番9号
ファースト住建株式会社
代表取締役社長 中 島 雄 司

第17回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申しあげます。

さて、当社第17回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。お手数ながら同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年1月25日(月曜日)午後5時30分までに到着するよう折返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年1月26日(火曜日)午前10時
2. 場 所 兵庫県尼崎市昭和通二丁目6番68号
尼崎市中小企業センター 1階ホール
(会場が昨年と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照くださいますようお願い申し上げます。)
3. 目的事項
報告事項 第17期(平成26年11月1日から平成27年10月31日まで)事業報告および計算書類報告の件
- 決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件
第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎事業報告、計算書類および株主総会参考書類に修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス<http://www.f-juken.co.jp>)に掲載させていただきます。
 - ◎昨年より、株主総会ご来場の株主様へのお土産は、とりやめとさせていただきます。
 - ◎株主総会終了後、株主懇談会を開催いたしますので、併せてご出席くださいますようお願い申し上げます。なお詳細につきましては、後記41頁「株主懇談会のご案内」に記載いたしておりますので、ご参照ください。

事業報告

(平成26年11月1日から
平成27年10月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当事業年度におけるわが国経済は、追加金融緩和を契機とした円安の進行や各種経済政策への期待などを背景に、株式市場は堅調に推移し、緩やかな景気回復基調で推移いたしました。しかしながら、個人消費には底堅いながらも一部に弱さも残っており、また足許では海外経済の下振れ懸念が広まる傾向もあるなど、経済環境は不安定な動きも見られました。

不動産業界におきましては、住宅建設が消費増税に伴う駆け込み需要の反動による落ち込みから持ち直している一方、住宅需要につきましては、消費増税や物価上昇に伴う実質所得の低下などから住宅購入に対する慎重さが見られ、競争環境の厳しさが一層強まっております。

このような環境の中で、当社はお客様に選んでいただける住宅造りへのこだわりを一層強め、企業理念のとおり「より良い」住宅を「より安く」供給することに注力してまいりました。

戸建事業におきましては、主力の戸建分譲において、在庫回転率の向上と収益性の回復に向け、前事業年度末から滞留していた完成在庫物件の販売を積極的に推進する一方、新規の分譲用地仕入に際しては、立地や周辺環境の利便性などを厳選し、より良質な在庫状況の構築に向けて取り組んでまいりました。また商品力の強化と差別化を図るべく、標準仕様の建物よりも延べ床面積を増やし、各種設備などもグレードアップした「Fプラン」を設定し、需要動向に応じて供給開始するほか、標準仕様の建物においても、顧客ニーズに合わせて一部の仕様・設備にグレードアップを活用するなどの取り組みを行ってまいりました。これらの取り組みの結果、完成在庫物件の圧縮が進み、戸建分譲の販売棟数は1,732棟と前事業年度に比べて3.3%増加した一方、利益面では、完成在庫物件の販売を積極的に推進する中で収益性の低下が影響として表れる状況となっております。しかしながら、第3四半期会計期間の後半頃からは、厳選して分譲用地の仕入を行った在庫の販売が進み始め、商品力の強化の取り組みの成果が次第に表れる状況となり、利益率が向上する傾向となっております。請負工事におきましては、規格型注文住宅を中心にした営業活動の強化や商品ラインアップの拡充に取り組むほか、兵庫県加古川市にグレードアッププランのモデルハウスを開設し、販売棟数の増加に取り組みましたが、当事業年度の請負工事の販売棟数は、前事業年度に比べて5.7%の減少となる66棟に

とどまりました。この他にも、省エネ住宅ポイントへの対応も含めたオプション工事等の充実や火災保険の取扱拡大を推進し、収益の増加に努めました。

マンション事業では、新築分譲マンションの新規案件がなかったものの、安定的なキャッシュ・フローを確保し収益基盤を強化することを目的に賃貸収益の拡大に取り組んでおり、当事業年度にも新たな賃貸用マンションの建築ならびに建築用地等の取得を行っております。また、前事業年度に完成した木造集合住宅の建築実績を活かし、自社所有の賃貸用木造集合住宅の建築を進めるとともに、今後更に大規模木造住宅に関する建築請負などの新たな事業分野への参入を進めるための体制整備の一環として、大規模建築物に係わる工事業務の主管部署となる特建事業部の新設などを行いました。

これらの結果、当事業年度における業績は、売上高443億52百万円（前事業年度比 4.6%増）、営業利益35億84百万円（同 2.2%減）、経常利益35億5百万円（同 1.3%減）、当期純利益22億37百万円（同 1.7%増）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度におきましては、総額で5億33百万円の設備投資を行っております。その主なものは、賃貸用マンション建築用地等の取得（2件）2億99百万円および賃貸用マンション等の建築（2件）82百万円であります。

③ 資金調達の状況

当社の主な資金需要は分譲用地の仕入資金および収益物件の購入資金等であり、当座貸越契約を含む金融機関からの借入により調達しております。当事業年度末の借入金残高は71億1百万円であります。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

| 区 分 | 第14期 (平成24年10月期) | 第15期 (平成25年10月期) | 第16期 (平成26年10月期) | 第17期 (当事業年度) (平成27年10月期) |
|----------------|---------------------|---------------------|---------------------|--------------------------------|
| 売 上 高 (千円) | 44,644,642 | 48,642,447 | 42,389,711 | 44,352,438 |
| 経 常 利 益 (千円) | 4,453,629 | 5,010,237 | 3,553,904 | 3,505,967 |
| 当 期 純 利 益 (千円) | 2,629,775 | 3,050,417 | 2,200,887 | 2,237,455 |
| 1株当たり当期純利益 | 157円26銭 | 220円61銭 | 158円78銭 | 161円37銭 |
| 総 資 産 (千円) | 33,721,692 | 35,985,193 | 37,169,844 | 38,023,331 |
| 純 資 産 (千円) | 17,842,332 | 20,448,234 | 22,095,856 | 23,849,363 |
| 1株当たり純資産額 | 1,290円91銭 | 1,474円77銭 | 1,593円18銭 | 1,719円16銭 |

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出し、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数と期末発行済株式総数は、自己株式数を控除しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。なお、当社の子会社としてファースト工務店株式会社がありますが、子会社の資産、売上高等からみて、連結の範囲から除いてもその企業集団の財産および損益の状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性の乏しいものとして、連結計算書類を作成していません。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は設立より急速な発展を遂げてまいりましたが、今後も企業理念に基づいた事業の拡大を継続していくためには、会社の成長に応じた人材の採用ならびに育成が必要であると考えております。

特に当社の企画営業職は、販売をアウトソーシングする一方、緻密なマーケット調査、プロジェクトの立案、土地の仕入からプランニング、官公庁における許認可の取得、契約と業務が多岐にわたるため、その育成は非常に重要であります。また、工事部門では、施工は協力業者に分離発注する一方、工程、品質、コスト、安全の4つを徹底して管理することに人的資源を集中しておりますが、お客様にご満足していただける商品をつくり、事業を拡大

していくためには、これを適切に管理する人材を確保し、育成していくことが必要であります。

これに対し、人材の採用につきましては、長期的かつ安定的な人材確保を目的として、新卒者の定期採用を継続して実施しており、当事業年度におきましては39名が入社いたしました。更に、中途採用も継続して実施し、即戦力となる人材の確保に努めております。育成面においては、オン・ザ・ジョブ・トレーニングによる実務研修のほか、社内外の講師を招いた研修会を定期的に開催し、法令等を始めとする、業務に必要となる知識や技能の教育を実施しており、また資格支援制度によって各種業務資格の取得を促進しております。

今後も継続して新店舗を出店し、事業エリアを拡大していくためには、その責任者の確保が特に重要であるため、人材の採用ならびに育成を当社の最重要課題として対処してまいります。

(5) 主要な事業内容（平成27年10月31日現在）

建築工事の設計、工事監理、施工ならびにコンサルティング
 不動産の売買、仲介、斡旋、賃貸ならびに管理
 損害保険代理業

(6) 主要な営業所等（平成27年10月31日現在）

| | | |
|-------|-------------------|----------------|
| 本 社 | 兵庫県尼崎市東灘波町五丁目6番9号 | |
| 支社・支店 | 首都圏支社（さいたま市南区） | 松戸支店（千葉県松戸市） |
| | 東海支社（愛知県春日井市） | 名古屋支店（名古屋市名東区） |
| | 京都東支店（京都市山科区） | 京都西支店（京都府向日市） |
| | 高槻支店（大阪府高槻市） | 守口支店（大阪府守口市） |
| | 福島支店（大阪市福島区） | 東大阪支店（大阪府東大阪市） |
| | 堺支店（堺市堺区） | 奈良支店（奈良県奈良市） |
| | 尼崎支店（兵庫県尼崎市） | 西宮支店（兵庫県西宮市） |
| | 御影支店（神戸市東灘区） | 神戸支店（神戸市中央区） |
| | 明石支店（兵庫県明石市） | 加古川支店（兵庫県加古川市） |
| | 姫路支店（兵庫県姫路市） | 広島支店（広島市安佐南区） |
| | 広島東支店（広島市東区） | 福岡支社（福岡市博多区） |

- (注) 1. 平成27年5月31日付で、江坂支店（大阪府吹田市）を閉鎖いたしました。
 2. 平成27年9月1日付で、福岡支店を福岡支社に、名古屋支社を名古屋支店にそれぞれ変更いたしました。
 3. 平成27年9月14日付で、浦和支店を首都圏支社に、春日井支店を東海支社にそれぞれ変更いたしました。

(7) 使用人の状況（平成27年10月31日現在）

| | | |
|-----------------|--------------|---------------|
| 使用人数（前事業年度末比増減） | 平均年齢（前事業年度） | 平均勤続年数（前事業年度） |
| 307名（+3名） | 35.5歳（35.7歳） | 4年7ヶ月（4年4ヶ月） |

(8) 主要な借入先の状況（平成27年10月31日現在）

（単位：千円）

| 借入先 | 借入金残高 |
|------------|-----------|
| 株式会社三井住友銀行 | 1,644,737 |
| 株式会社四国銀行 | 1,450,005 |
| 株式会社みずほ銀行 | 599,820 |
| 株式会社りそな銀行 | 443,000 |
| 株式会社みなと銀行 | 398,730 |

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（平成27年10月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 67,600,000株

(2) 発行済株式の総数 16,901,900株

(3) 株主数 8,581名

(4) 大株主（上位10名）

| 株主名 | 所有株式数 | 持株比率 |
|---|------------|-------|
| 中島興産株式会社 | 4,721,000株 | 34.0% |
| 伏見管理サービス株式会社 | 1,800,000 | 13.0 |
| ピーピーエイチフォーフィデリティロープライズストック ファンド（プリンシパルオールセクターサポートフォリオ） | 1,551,900 | 11.2 |
| 中島雄司 | 338,000 | 2.4 |
| 五十嵐幸造 | 312,000 | 2.2 |
| 牛島慎吾 | 300,000 | 2.2 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） | 218,000 | 1.6 |
| 西河洋一 | 210,000 | 1.5 |
| 神林忠弘 | 194,000 | 1.4 |
| ピーピーエイチフィデリティグループトラストベネフィット プリンシパルオールセクターサポートフォリオ | 138,100 | 1.0 |

（注）1. 当社は、自己株式を3,033,866株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成27年10月31日現在）

平成22年2月20日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数 54個
(新株予約権1個につき100株)
- ・新株予約権の目的となる株式の種類および数
普通株式 5,400株
- ・新株予約権の払込金額 1個当たり25,600円
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり62,500円
(1株当たり625円)
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本金および資本準備金に関する事項
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、1株当たり441円とする。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、1株当たり440円とする。

なお、行使価額が調整された場合は、いずれの金額も調整される。
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成24年3月10日から平成32年2月19日まで
- ・新株予約権の行使の条件
 - ① 新株予約権者は、権利行使時においても当社または当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役、監査役が任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
 - ② その他の権利行使の条件は、当社第11回定時株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めによる。
- ・当社役員の保有状況

| 区 分 | 新株予約権の数 | 目的となる株式の数 | 保 有 者 数 |
|-------|---------|-----------|---------|
| 取 締 役 | 27個 | 2,700株 | 3名 |
| 監 査 役 | 27個 | 2,700株 | 3名 |

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等の状況（平成27年10月31日現在）

平成22年2月20日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数 259個
(新株予約権1個につき100株)
- ・新株予約権の目的となる株式の種類および数
普通株式 25,900株
- ・新株予約権の払込金額 金銭の払込みを要しない。
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり62,500円
(1株当たり625円)
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本金および資本準備金に関する事項
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、1株当たり441円とする。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、1株当たり440円とする。
なお、行使価額が調整された場合は、いずれの金額も調整される。
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成24年3月10日から平成32年2月19日まで
- ・新株予約権の行使の条件
 - ① 新株予約権者は、権利行使時においても当社または当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役、監査役が任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
 - ② その他の権利行使の条件は、当社第11回定時株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めによる。
- ・当社使用人等の保有状況

| 区 分 | 新株予約権の数 | 目的となる株式の数 | 保 有 者 数 |
|-----------|---------|-----------|---------|
| 当 社 使 用 人 | 259個 | 25,900株 | 39名 |

4. 会社役員の状況

(1) 取締役および監査役の状況（平成27年10月31日現在）

| 会社における地位 | 氏 名 | 担当および重要な兼職の状況 |
|----------|------|---------------|
| 代表取締役社長 | 中島雄司 | |
| 常務取締役 | 牛島慎吾 | 企 画 営 業 部 長 |

| 会社における地位 | 氏 名 | 担当および重要な兼職の状況 |
|----------|-------|-----------------------------------|
| 常務取締役 | 堀 巖 | 生 産 本 部 長 特 建 事 業 部 長 |
| 取締役 | 東 秀 彦 | 管 理 部 長 |
| 常勤監査役 | 藤本智章 | |
| 監査役 | 田村一美 | 田村一美会計事務所所長 神明監査法人代表社員 |
| 監査役 | 水永誠二 | 牧野内総合法律事務所弁護士 株式会社アーネストワン社外監査役 |

- (注) 1. 監査役 田村一美氏および監査役 水永誠二氏は、社外監査役であります。
2. 平成27年9月1日付で取締役 堀巖氏の担当を、工事部長から生産本部長兼特建事業部長に変更しております。
3. 常勤監査役 藤本智章氏および監査役 田村一美氏は、以下のとおり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役 藤本智章氏は、税理士事務所に在籍し、決算手続ならびに財務諸表の作成等に携わった経験を有しております。
 - ・監査役 田村一美氏は、公認会計士の資格を有しております。
4. 当社は、監査役 田村一美氏および監査役 水永誠二氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 事業年度中に退任した取締役および監査役
該当事項はありません。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。各社外監査役に係る当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(4) 取締役および監査役の報酬等の総額

| 区 分 | 人 数 | 報酬等の総額 |
|--------------------|--------------|------------------------|
| 取 締 役 | 4 名 | 102,240千円 |
| 監 査 役 (うち社外監査役) | 3 名 (2 名) | 17,160千円 (5,480千円) |
| 合 計 (うち社外役員) | 7 名 (2 名) | 119,400千円 (5,480千円) |

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成19年1月26日開催の第8回定時株主総会において年額150,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

3. 監査役の報酬限度額は、平成19年1月26日開催の第8回定時株主総会において年額25,000千円以内と決議いただいております。
4. 報酬等の総額には、当事業年度における役員賞与引当金の繰入額21,000千円（取締役4名に対し18,240千円、監査役3名に対し2,760千円（うち社外監査役2名に対し680千円））が含まれております。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
 - ・監査役 田村一美氏は、田村一美会計事務所の所長および神明監査法人の代表社員であります。なお、当社は同事務所および同法人との間には特別な関係はありません。
 - ・監査役 水永誠二氏は、牧野内総合法律事務所の弁護士であります。なお、当社は同事務所との間には特別な関係はありません。
- ② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
 - ・監査役 水永誠二氏は、株式会社アーネストワンの社外監査役であります。なお、当社は同社との間には特別な関係はありません。
- ③ 当事業年度における主な活動状況

| 区 分 | 活 動 状 況 |
|-------------|--|
| 監査役 田 村 一 美 | 当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に出席し、監査役会14回のうち14回全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システムならびに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。 |
| 監査役 水 永 誠 二 | 当事業年度に開催された取締役会14回のうち11回に出席し、監査役会14回のうち12回に出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制ならびに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。 |

(6) 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、社外取締役を置くことを検討してまいりましたが、適任者が見つからなかったことから、当事業年度末において社外取締役を置いておりません。今般、平成27年11月23日開催の取締役会において、平成28年1月開催予定の第17回定時株主総会で承認されることを条件として、監査等委員会設置会社へ移行することを決議いたしました。従いまして、監査等委員会設置会社への移行が承認された場合には、2名の社外取締役を置く予定であります。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

| 区 分 | 報酬等の額 |
|--------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 29,550千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 29,550千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当事業年度において、会計監査人に対する公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）の対価の支払はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

(5) 会計監査人が現に受けている業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分の内容の概要

① 処分対象

新日本有限責任監査法人

- ② 処分内容
 - 業務改善命令（業務管理体制の改善）
 - 3ヶ月間の業務の一部の停止命令（契約の新規の締結に関する業務の停止）（平成28年1月1日から同年3月31日まで）

6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 職務執行の基本方針

当社は、次の企業理念を掲げ、全ての役員および使用人（当社の業務に従事する全ての者を含みます。）が、職務を執行するにあたっての基本方針とする。

【企業理念】

1. 住宅作りにおいて、社会へ貢献する。
2. より良いものを、より安く、より早く、より安全に提供することで社会へ貢献する。
3. 人を育て、健全経営を行い、社会へ貢献する。

当社は、この企業理念の下、適正な業務執行のための体制を整備し、運用していくことが重要な経営の責務であると認識し、以下の内部統制システムを構築する。

また、今後も内外環境の変化に応じ、一層適切な内部統制システムを整備すべく努めなければならない。

(2) 内部統制システムに関する体制

① 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- i 取締役会は、取締役会の運営に係る規程を整備し、当該規程に則り会社の業務を決定する。
- ii 取締役会は、法令等を遵守する体制を確保するために、全ての役員および使用人の行動を規律する倫理規程を制定するとともに、その他の社内諸規程を整備し、取締役による職務の執行を統制・監視する。
- iii 取締役は、取締役会から授権された範囲における業務執行を、法令等を遵守して行う権限と責任を有する。
- iv 取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は、会社の業務執行状況を取締役会規程に則り取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。
- v 取締役会および取締役の業務執行状況は、監査役の監査を受ける。
- vi 代表取締役社長は、業務執行部門から独立した内部監査室を設置する。取締役の業務執行状況は、内部監査室の監査を受ける。

- vii 取締役の職務執行につき、法令等に違反する行為等を発見した者は、速やかに職制を通じて担当取締役に報告しなければならない。また、職制を通じると正常な情報の伝達ができない場合、当該報告を取締役会に直接行う手段を確保するために、企業倫理規程にエマージェンシー・ライン制度を定める。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - i 取締役の職務の執行に係る情報については、管理基準および管理体制を整備し、法令および社内規程に基づき作成・保存し、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧し、謄写可能な状態にて管理する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - i 役員および使用人は、その担当する職務におけるリスクを把握、分析、評価し、適切な対策を実施するとともに、かかるリスクマネジメント状況を監督し、定期的に見直さなければならない。
 - ii 役員および使用人は、当社の経営に重大な影響を与えるリスクを発見した場合には、担当取締役に職制を通じて適切に報告を行わなければならない。なお、職制を通じると正常な情報の伝達ができない場合には、エマージェンシー・ライン制度により、取締役会に直接伝達を行うものとする。
 - iii リスク管理体制の基礎として、危機管理規程を今後定め、損害の発生を抑止するとともに、発生した損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整えることとします。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - i 取締役の職務分担を明確にし、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会は組織規程、職務分掌規程、職務権限規程において、それぞれの責任者および責任、執行手続の詳細について定める。
 - ii 経営上の重要な事項については、各部門の次長職以上で構成される経営会議において慎重に協議を行うとともに、会社全体の意思統一を図る。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - i 全ての役員および使用人がとるべき行動の基準、規範を示した企業倫理規程に基づき、職制を通じて業務執行の徹底と監督を行うとともに、研修等を通じてコンプライアンス教育・啓発を行い、企業倫理規程の実践的運用と徹底を行う体制を構築する。
 - ii 使用人は、職務の執行に際し適法性について疑念が生じた場合には、顧問弁護士、公認会計士等に相談し助言を受ける等、適切に対応しなければならない。

- iii 使用人の職務の執行が法令等に違反する行為等を発見した者は、速やかに職制を通じて担当取締役へ報告しなければならない。なお、職制を通じると正常な情報の伝達ができない場合には、エマージェンシー・ライン制度により、取締役会に直接伝達を行うものとする。
 - iv 使用人の職務執行に問題があった場合には、就業規則等に則り適正に処分する。
 - v 使用人の職務執行状況は、内部監査室による監査を受ける。内部監査室はその結果を被監査部門にフィードバックするとともに、経営層および監査役に適宜報告する。
- ⑥ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制、子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制、子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他当社ならびに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- i 当社の取締役のうち、子会社の取締役を兼任する者を設け、これにより、子会社の他の取締役の職務執行の監視・監督を行う。
 - ii 当社の子会社管理状況および子会社の業務活動について、監査役監査および必要に応じて内部監査を実施する。
 - iii 当社の現在の子会社の事業規模、使用人数などから、取締役が直接的にその業務の状況を管理しております。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- i 現在、監査役の職務を補助すべき使用人は配置していないが、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、必要に応じて、同使用人を置くこととする。
- ⑧ 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- i 監査役の職務を補助すべき使用人の任命、解任、評価、人事異動、賃金等の改定については、監査役会の同意を得た上で決定することとし、取締役からの独立性を確保するものとする。
- ⑨ 当社ならびに子会社の取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制ならびに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- i 取締役は、株式会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに当該事実を監査役会に報告しなければならない。

- ii 監査役は、取締役会に出席し、取締役の業務執行に関する報告を受け
る。また、監査役は、重要と認める会議体等に出席することができる。
- iii 監査役はいつでも必要に応じて、稟議書その他業務執行に関する重要
な文書を閲覧し、取締役および使用人に対してその説明を求めることが
できる。
- iv 内部監査室は、監査役がその業務の遂行上必要とする場合には、内部
監査に基づく監査資料を遅滞なく提出すべき旨、内部監査規程に定める。
- v 当社の監査役のうち、子会社の監査役を兼任する者を設けており、子
会社の業務の状況などについて、必要に応じて監査役会で報告を行って
おります。
- vi 職制を通じると正常な情報の伝達ができない場合には、エマージェン
シー・ライン制度により、取締役会に直接伝達を行うものとする。エマ
ージェンシー・ライン制度は、情報発信者がこの制度の趣旨を理解した
上で利用した場合には、職務上の不利益を受けることはない。
- ⑩ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制ならびに監
査役の職務について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項
 - i 監査役会は、代表取締役社長と必要に応じて会合を持ち、監査上の重
要課題等について意見交換を行う。
 - ii 監査役は、内部監査室と緊密な連携を保ち、効率的な監査の実施に努
める。
 - iii 監査役は、会計監査人から会計監査内容について説明を受けるととも
に、情報の交換を行い、連携を図っていく。
 - iv 監査役の監査に係る諸費用については、監査役が費用の申請を直接行
い、管理部で確認の上、支払う。

(3) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンス

社内規程を整備し周知する他、毎月開催する全体会議や支店長会議、各
種社内研修を通じ、使用人に対してコンプライアンスに関する教育を実施
し、法令および定款を遵守するための取り組みを継続的に行っております。
また、エマージェンシー・ライン制度についても、使用人に対する周知を
継続的に行っております。

② リスクマネジメント

当社は、毎月開催される経営幹部による経営会議、中間管理職層による
中間層経営会議などにおいて、経営課題の把握と対応方針、各種リスクが
顕在化した場合の解決策について討議を行うとともに、情報の共有化を図
っております。

③ 内部監査体制

内部監査計画に基づき業務監査を実施し、業務の適正化に努めました。内部監査の結果は、経営陣への報告ならびに被監査部門へのフィードバックが行われ、必要に応じて改善指示、改善計画の策定・実施ならびに改善状況のフォローアップを実施しております。

④ 財務報告に係る内部統制

当社は、財務報告の信頼性を確保するために「財務報告の基本方針」を定め、これに基づく内部統制体制を構築しており、経営陣を委員とした内部統制委員会が財務報告に係る内部統制の評価を実施しております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、常に企業価値を高めることにより、株主に対し長期的に貢献できる企業を目指しております。従って、剰余金の配当につきましては、将来の事業展開に備えるための内部留保資金の確保、ならびに企業業績等も勘案したうえで、安定した利益還元を念頭に置きながら、配当性向20%を目標として実施してまいりたいと考えております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

上記の考えの下、当事業年度の期末配当金につきましては、1株につき19円とさせていただきます。この結果、すでに、平成27年7月17日に実施済みの中間配当金1株につき18円と合わせまして、年間配当金は1株につき37円となり、配当性向は22.9%となります。

内部留保資金につきましては、主に事業活動に必要となる分譲用地の仕入資金および収益物件の購入資金等として有効活用してまいりたいと考えております。

(注) この事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成27年10月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|--------------------|-------------------|------------------------|-------------------|
| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
| 流 動 資 産 | 32,780,640 | 流 動 負 債 | 12,879,331 |
| 現金及び預金 | 18,199,125 | 支払手形 | 2,168,930 |
| 売掛金 | 63,943 | 工事未払金 | 2,967,163 |
| 販売用不動産 | 7,992,847 | 短期借入金 | 5,977,000 |
| 仕掛販売用不動産 | 4,979,065 | 1年内返済予定の長期借入金 | 58,350 |
| 未成工事支出金 | 1,184,987 | 未払金 | 90,901 |
| 貯蔵品 | 4,459 | 未払費用 | 27,288 |
| 前渡金 | 184,415 | 未払法人税等 | 766,496 |
| 前払費用 | 39,609 | 未払消費税等 | 258,382 |
| 繰延税金資産 | 118,031 | 前受金 | 169,160 |
| その他 | 14,154 | 預り金 | 180,886 |
| 固 定 資 産 | 5,242,691 | 賞与引当金 | 138,460 |
| 有 形 固 定 資 産 | 4,850,809 | 役員賞与引当金 | 21,000 |
| 建物 | 2,244,987 | 完成工事補償引当金 | 24,731 |
| 構築物 | 56,944 | その他 | 30,579 |
| 機械及び装置 | 7,626 | 固 定 負 債 | 1,294,637 |
| 車両運搬具 | 77,411 | 長期借入金 | 1,066,120 |
| 工具、器具及び備品 | 141,569 | 退職給付引当金 | 211,265 |
| 減価償却累計額 | △516,522 | その他 | 17,251 |
| 土地 | 2,735,654 | 負 債 合 計 | 14,173,968 |
| 建設仮勘定 | 103,138 | 純 資 産 の 部 | |
| 無 形 固 定 資 産 | 15,184 | 株 主 資 本 | 23,811,410 |
| ソフトウェア | 6,271 | 資本金 | 1,584,837 |
| 電話加入権 | 411 | 資本剰余金 | 1,340,836 |
| その他 | 8,501 | 資本準備金 | 1,339,186 |
| 投資その他の資産 | 376,697 | その他資本剰余金 | 1,650 |
| 出資金 | 461 | 利 益 剰 余 金 | 23,486,110 |
| 投資有価証券 | 174,477 | 利益準備金 | 5,400 |
| 関係会社株式 | 7,200 | その他利益剰余金 | 23,480,710 |
| 長期前払費用 | 26,401 | 圧縮積立金 | 10,878 |
| 繰延税金資産 | 75,130 | 繰越利益剰余金 | 23,469,831 |
| その他 | 93,027 | 自 己 株 式 | △2,600,374 |
| 資 産 合 計 | 38,023,331 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 | 29,939 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 29,939 |
| | | 新 株 予 約 権 | 8,012 |
| | | 純 資 産 合 計 | 23,849,363 |
| | | 負 債 純 資 産 合 計 | 38,023,331 |

損 益 計 算 書

(平成26年11月1日から
平成27年10月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 金 額 |
|-----------------------|-----------|------------|
| 売 上 高 | | 44,352,438 |
| 売 上 原 価 | | 37,679,869 |
| 売 上 総 利 益 | | 6,672,569 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | | 3,087,813 |
| 営 業 利 益 | | 3,584,755 |
| 営 業 外 収 益 | | |
| 受 取 利 息 | 540 | |
| 受 取 配 当 金 | 3,275 | |
| 未 払 配 当 金 除 斥 益 | 9,383 | |
| そ の 他 | 5,447 | 18,646 |
| 営 業 外 費 用 | | |
| 支 払 利 息 | 93,072 | |
| そ の 他 | 4,361 | 97,434 |
| 経 常 利 益 | | 3,505,967 |
| 特 別 利 益 | | |
| 新 株 予 約 権 戻 入 益 | 384 | |
| 補 助 金 収 入 | 17,724 | 18,108 |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 | | 3,524,075 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 1,271,507 | |
| 法 人 税 等 調 整 額 | 15,112 | 1,286,620 |
| 当 期 純 利 益 | | 2,237,455 |

株主資本等変動計算書

(平成26年11月1日から
平成27年10月31日まで)

(単位：千円)

| | 株 主 資 本 | | | | | | | |
|-------------------------|-----------|-----------|----------------|------------------|-----------|-----------------|------------|------------------|
| | 資 本 金 | 資 本 剰 余 金 | | | 利 益 剰 余 金 | | | |
| | | 資本準備金 | そ の 他 資本剰余金 | 資 本 剰 余 金 合 計 | 利益準備金 | そ の 他 利 益 剰 余 金 | | 利 益 剰 余 金 合 計 |
| | | | | | 圧縮積立金 | 繰越利益剰余金 | | |
| 当 期 首 残 高 | 1,584,837 | 1,339,186 | 1,529 | 1,340,715 | 5,400 | — | 21,756,215 | 21,761,615 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | △263,395 | △263,395 |
| 剰余金の配当 (中間配当額) | | | | | | | △249,565 | △249,565 |
| 当 期 純 利 益 | | | | | | | 2,237,455 | 2,237,455 |
| 自己株式の処分 | | | 121 | 121 | | | | |
| 圧縮積立金の積立 | | | | | | 11,865 | △11,865 | — |
| 圧縮積立金の取崩 | | | | | | △986 | 986 | — |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | — | — | 121 | 121 | — | 10,878 | 1,713,615 | 1,724,494 |
| 当 期 末 残 高 | 1,584,837 | 1,339,186 | 1,650 | 1,340,836 | 5,400 | 10,878 | 23,469,831 | 23,486,110 |

| | 株 主 資 本 | | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 | | 新 株 予 約 権 | 純 資 産 計 |
|-------------------------|------------|----------------|----------------------------|------------------------|-----------|------------|
| | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 | | |
| 当 期 首 残 高 | △2,604,745 | 22,082,422 | 3,731 | 3,731 | 9,702 | 22,095,856 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | △263,395 | | | | △263,395 |
| 剰余金の配当 (中間配当額) | | △249,565 | | | | △249,565 |
| 当 期 純 利 益 | | 2,237,455 | | | | 2,237,455 |
| 自己株式の処分 | 4,371 | 4,493 | | | | 4,493 |
| 圧縮積立金の積立 | | — | | | | — |
| 圧縮積立金の取崩 | | — | | | | — |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | | | 26,208 | 26,208 | △1,689 | 24,518 |
| 当期変動額合計 | 4,371 | 1,728,987 | 26,208 | 26,208 | △1,689 | 1,753,506 |
| 当 期 末 残 高 | △2,600,374 | 23,811,410 | 29,939 | 29,939 | 8,012 | 23,849,363 |

(個別注記表)

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 資産の評価基準および評価方法

① 有価証券の評価基準および評価方法

イ. 子会社株式……………移動平均法による原価法

ロ. その他有価証券

時価のあるもの……………事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

② たな卸資産

販売用不動産、仕掛販売用不動産

および未成工事支出金……………個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

建物（建物附属設備を除く）……………定額法

その他……………定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

| | |
|-----------|---------|
| 建物 | 4年～47年 |
| 構築物 | 10年～40年 |
| 機械及び装置 | 10年～17年 |
| 車両運搬具 | 2年～6年 |
| 工具、器具及び備品 | 2年～20年 |

② 無形固定資産

ソフトウェア（自社利用）……………社内における見込利用期間（5年）に基づく定額法

その他の無形固定資産……………定額法

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度において負担すべき額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、役員賞与支給見込額のうち当事業年度において負担すべき額を計上しております。

④ 完成工事補償引当金

建築物の引渡後の瑕疵による損失および補償サービス費用を補填するため、過去の分譲建物に係る補修費等の実績ならびに第三者からの見積等を基準として将来の補償見込額を計上しております。

⑤ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、発生時の事業年度において一括して費用処理しております。

(5) 収益および費用の計上基準

完成工事高および完成工事原価の計上基準

- ① 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事
工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）
- ② その他の工事
工事完成基準

(6) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。控除対象外消費税等は、固定資産に係るものは投資その他の資産の「その他」に計上し、5年間の均等償却を行っており、それ以外は発生年度の期間費用としております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）および「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文および退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務および勤務費用の計算方法を見直し、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間および支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っております。

なお、この変更による計算書類への影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度において、区分掲記していた「営業外収益」の「安全協定会費収受金」(当事業年度は、1,017千円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産および担保に係る債務

① 担保に供している資産

| | |
|----------|-------------|
| 現金及び預金 | 2,050,000千円 |
| 販売用不動産 | 1,414,314千円 |
| 仕掛販売用不動産 | 2,151,977千円 |
| 建物 | 1,267,459千円 |
| 土地 | 1,763,763千円 |
| 計 | 8,647,515千円 |

② 担保に係る債務

| | |
|---------------|-------------|
| 短期借入金 | 4,979,000千円 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 58,350千円 |
| 長期借入金 | 1,066,120千円 |
| 計 | 6,103,470千円 |

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

| | |
|----------|---------|
| ① 短期金銭債権 | 一千円 |
| ② 短期金銭債務 | 2,316千円 |

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

| | |
|-----------------|----------|
| 営業取引による取引高 | 13,841千円 |
| 営業取引以外の取引による取引高 | 2,299千円 |

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類および総数

| | |
|------|-------------|
| 普通株式 | 16,901,900株 |
|------|-------------|

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類および数

| | |
|------|------------|
| 普通株式 | 3,033,866株 |
|------|------------|

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

| 決 議 | 株式の種類 | 配当金の総額 | 1株当たり 配当額 | 基準日 | 効力発生日 |
|---------------------|-------|-----------|--------------|-------------|------------|
| 平成26年12月12日 取締役会 | 普通株式 | 263,395千円 | 19円 | 平成26年10月31日 | 平成27年1月13日 |
| 平成27年6月2日 取締役会 | 普通株式 | 249,565千円 | 18円 | 平成27年4月30日 | 平成27年7月17日 |

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

| 決 議 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額 | 1株当たり 配当額 | 基準日 | 効力発生日 |
|---------------------|-------|-------|-----------|--------------|-------------|------------|
| 平成27年12月11日 取締役会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 263,492千円 | 19円 | 平成27年10月31日 | 平成28年1月12日 |

(4) 当事業年度末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類および数

普通株式 31,300株

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また資金調達については、分譲用地の仕入資金を始めとする事業活動に必要な資金を、主に銀行からの短期借入により調達しております。なお、設備投資等の理由により長期的な資金が必要となる際には、資金計画等を十分に検討し、適切な手段を用いて資金調達を行うこととしております。

デリバティブ取引については、将来の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクまたは発行体の信用リスクに晒されているため、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形および工事未払金については、1年以内の支払期日であります。これらは決済時において流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）に晒されているため、担当部署が適時に資金計画を作成し、管理を行っております。

短期借入金および長期借入金については、主に分譲用地の仕入資金および収益物件の購入等に対する資金調達であります。これらは返済または利息の支払期日において流動性リスクに晒されているため、担当部署が適時に資金計画を作成し、管理を行っております。また、借入金のうち変動金利によるものは、金利の変動リスクに晒されているため、月次単位で報告資料を作成し、調達金利の動向を把握することによって管理を行っております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年10月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（注）2. 参照）。

（単位：千円）

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|-------------------|------------|------------|----|
| (1) 現金及び預金 | 18,199,125 | 18,199,125 | — |
| (2) 投資有価証券 | | | |
| その他有価証券 | 174,447 | 174,447 | — |
| 資産計 | 18,373,573 | 18,373,573 | — |
| (1) 支払手形 | 2,168,930 | 2,168,930 | — |
| (2) 工事未払金 | 2,967,163 | 2,967,163 | — |
| (3) 短期借入金 | 5,977,000 | 5,977,000 | — |
| (4) 1年内返済予定の長期借入金 | 58,350 | 58,350 | — |
| (5) 長期借入金 | 1,066,120 | 1,066,120 | — |
| 負債計 | 12,237,564 | 12,237,564 | — |
| デリバティブ取引 | — | — | — |

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

現金及び預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券

投資有価証券のうち株式については、取引所の価格によっております。

負 債

(1) 支払手形、(2) 工事未払金、(3) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 1年内返済予定の長期借入金、(5) 長期借入金

これらのうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額とほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によるものとし、固定金利によるものは、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区分 | 貸借対照表計上額（千円） |
|-------|--------------|
| 非上場株式 | 30 |
| 子会社株式 | 7,200 |

非上場株式については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「(2) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上表に含めておりません。

3. 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

| | 1年以内 (千円) | 1年超5年以内 (千円) | 5年超10年以内 (千円) | 10年超 (千円) |
|--------|--------------|-----------------|------------------|--------------|
| 現金及び預金 | 18,183,302 | — | — | — |

4. 社債、長期借入金、リース債務およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

| | 1年以内 (千円) | 1年超 2年以内 (千円) | 2年超 3年以内 (千円) | 3年超 4年以内 (千円) | 4年超 5年以内 (千円) | 5年超 (千円) |
|-------|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|
| 短期借入金 | 5,977,000 | — | — | — | — | — |
| 長期借入金 | 58,350 | 61,262 | 63,342 | 63,342 | 63,342 | 814,832 |
| 合計 | 6,035,350 | 61,262 | 63,342 | 63,342 | 63,342 | 814,832 |

8. 貸貸等不動産に関する注記

(1) 貸貸等不動産の状況に関する事項

当社では、兵庫県および大阪府において、賃貸用マンション等（土地を含む。）を有しております。当事業年度における当該貸貸等不動産に関する貸貸損益は75,312千円（貸貸収益は売上高に、主な貸貸費用は売上原価に計上）であります。

(2) 貸貸等不動産の時価に関する事項

| 貸借対照表計上額 | | | 当事業年度末の時価 |
|-------------|-----------|-------------|-------------|
| 当事業年度期首残高 | 当事業年度増減額 | 当事業年度末残高 | |
| 3,457,343千円 | 387,682千円 | 3,845,025千円 | 3,809,571千円 |

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 期中増減額のうち、主な増加額は不動産取得（391,692千円）であり、主な減少額は減価償却費（109,771千円）であります。
3. 期末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額であります。ただし、第三者からの取得時や直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。また、当事業年度に新規取得したのものについては、時価の変動が軽微であると考えられるため、貸借対照表計上額をもって時価としております。

9. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| 繰延税金資産 | |
|-----------------|-----------|
| 完成工事補償引当金 | 8,163千円 |
| 未払事業税否認 | 51,584千円 |
| 未払費用否認 | 48,006千円 |
| 退職給付引当金 | 68,048千円 |
| 長期未収入金 | 17,730千円 |
| 土地評価損 | 4,061千円 |
| 資産除去債務 | 5,176千円 |
| その他 | 10,729千円 |
| 繰延税金資産合計 | 213,501千円 |
| 繰延税金負債 | |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | △895千円 |
| 圧縮積立金 | △5,218千円 |
| その他有価証券評価差額金 | △14,225千円 |
| 繰延税金負債合計 | △20,339千円 |
| 繰延税金資産の純額 | 193,161千円 |

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）および「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の35.59%から平成27年11月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.01%に、平成28年11月1日開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.21%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は17,108千円減少し、法人税等調整額が18,601千円、その他有価証券評価差額金が1,492千円、それぞれ増加しております。

10. リースにより使用する固定資産に関する注記

事務機器および車両運搬具等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しておりますが、重要性が乏しいため、記載を省略しております。

11. 持分法損益等に関する注記

該当事項はありません。

12. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

13. 1株当たり情報に関する注記

| | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,719円16銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 161円37銭 |

14. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年12月18日

ファースト住建株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 松本 要 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 徳野 大二 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ファースト住建株式会社の平成26年11月1日から平成27年10月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年11月1日から平成27年10月31日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年12月24日

ファースト住建株式会社 監査役会
常勤監査役 藤 本 智 章 ㊟
社外監査役 田 村 一 美 ㊟
社外監査役 水 永 誠 二 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社事業の拡大と顧客へのサービス拡充の観点から、事業内容の多様化を図るため、現行定款第2条（目的）につきまして事業目的を追加したいと存じます。
- (2) 当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行したいと存じます。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行います。また、現行定款において規定する監査役の責任免除に関する規定につきましては、監査等委員会設置会社への移行後もその効力を維持することができるよう、附則に経過的な措置を新設するものであります。
- (3) 取締役として適切な人材を確保するとともに、取締役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨、ならびに当社と業務執行取締役等であるものを除く取締役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、定款第30条（取締役の責任免除）を新設するものであります。当該規定の新設については、各監査役の同意を得ております。
- (4) 上記の各新設および変更に伴う条数の変更ならびにその他規定および表現の整理等所要の変更を行うものであります。

本議案の定款変更は、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更内容は、次のとおりであります。

（下線は変更箇所を示しております。）

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--------------------|------------------------------------|
| 第1章 総則 | 第1章 総則 |
| 第1条 (条文省略) (目的) | 第1条 (現行どおり) (目的) |
| 第2条 (条文省略) | 第2条 (現行どおり) |
| 1. (条文省略) | 1. (現行どおり) |
| 2. (条文省略) | 2. (現行どおり) |
| 3. 損害保険代理業 | 3. 損害保険代理業および <u>生命保険の募集に関する業務</u> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|-----------------------------|---|
| 4. (条文省略) | 4. (現行どおり) |
| 第3条 (条文省略) | 第3条 (現行どおり) |
| (新設) | <u>(機関)</u> |
| 第4条 (条文省略) | 第4条 <u>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u> |
| | 1. <u>取締役会</u> |
| | 2. <u>監査等委員会</u> |
| | 3. <u>会計監査人</u> |
| 第5条 (条文省略) | 第5条 (現行どおり) |
| 第2章 株式 | 第2章 株式 |
| 第5条～第6条 (条文省略) | 第6条～第7条 (現行どおり) |
| (単元未満株式についての権利の制限) | (単元未満株式についての権利の制限) |
| 第7条 (条文省略) | 第8条 (現行どおり) |
| 1. (条文省略) | 1. (現行どおり) |
| 2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利 | 2. <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> |
| 3. 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利 | 3. <u>株主の有する株式数に応じて募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> |
| 第8条～第9条 (条文省略) | 第9条～第10条 (現行どおり) |
| 第3章 株主総会 | 第3章 株主総会 |
| 第10条～第16条 (条文省略) | 第11条～第17条 (現行どおり) |
| 第4章 取締役および取締役会 | 第4章 取締役および取締役会 |
| <u>(取締役会の設置)</u> | (削除) |
| 第17条 <u>当社は取締役会を置く。</u> | (取締役の員数) |
| (取締役の員数) | 第18条 <u>当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u> は、5名以内とする。 |
| 第18条 当社の取締役は、5名以内とする。 | ② <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u> |
| (新設) | |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 当社は、取締役会の決議によって、<u>代表取締役を選定する。</u></p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ 取締役会は、<u>その決議によって、取締役社長1名を選定し、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>第22条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> | <p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 代表取締役は、取締役会の決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から選定する。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ 取締役会の決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役社長1名を選定し、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に對し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p>第24条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第25条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第26条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第27条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役規程による。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> | <p>第24条 (現行どおり)</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第25条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第28条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p>(新設)</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> | <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> |
| <p>(監査役および監査役会の設置)</p> | <p>(削除)</p> |
| <p>第29条 当社は監査役および監査役会を置く。</p> | <p>(削除)</p> |
| <p>(監査役の員数)</p> | <p>(削除)</p> |
| <p>第30条 当社の監査役は、5名以内とする。</p> | <p>(削除)</p> |
| <p>(監査役の選任)</p> | <p>(削除)</p> |
| <p>第31条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> | <p>(削除)</p> |
| <p>② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> | |
| <p>(監査役の任期)</p> | <p>(削除)</p> |
| <p>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> | <p>(削除)</p> |
| <p>② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> | |
| <p>(常勤監査役)</p> | <p>(削除)</p> |
| <p>第33条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p> | <p>(削除)</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|-------|
| <p><u>(監査役会の招集通知)</u> 第34条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> | (削除) |
| <p><u>(監査役会の決議の方法)</u> 第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> | (削除) |
| <p><u>(監査役会の議事録)</u> 第36条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果並びにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> | (削除) |
| <p><u>(監査役会規程)</u> 第37条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> | (削除) |
| <p><u>(監査役の報酬等)</u> 第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> | (削除) |
| <p><u>(監査役の責任免除)</u> 第39条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 ② 当社は社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> | (削除) |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| (新設) | <p style="text-align: center;"><u>第5章 監査等委員会</u></p> |
| (新設) | <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u> 第31条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> |
| (新設) | <p><u>(監査等委員会の決議の方法)</u> 第32条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> |
| (新設) | <p><u>(監査等委員会の議事録)</u> 第33条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</p> |
| (新設) | <p><u>(監査等委員会規程)</u> 第34条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> |
| <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p><u>(会計監査人の設置)</u> 第40条 当社は会計監査人を置く。 第41条～第42条 (条文省略) (会計監査人の報酬等) 第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> | <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>第35条～第36条 (現行どおり) (会計監査人の報酬等) 第37条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p data-bbox="269 170 412 193">第 7 章 計 算</p> <p data-bbox="127 232 398 257">第44条～第46条 (条文省略)</p> <p data-bbox="311 297 368 320">(新設)</p> <p data-bbox="311 393 368 415">(新設)</p> | <p data-bbox="706 170 848 193">第 7 章 計 算</p> <p data-bbox="565 232 854 257">第38条～第40条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="744 297 809 320"><u>附 則</u></p> <p data-bbox="575 361 921 384"><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p data-bbox="565 393 990 544"><u>当社は、第17回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役であった者の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> |

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。また、取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が発生することを条件として、効力を生じるものいたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | ふりがな 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況) | 所有する当社の株式の数 |
|-------|-----------------------------------|---|-------------|
| 1 | なかじま ゆうじ 中島 雄司 (昭和32年6月8日生) | 昭和60年4月 飯田建設工業株式会社（現一建設株式会社）入社 平成11年7月 当社取締役就任 平成12年3月 当社代表取締役就任 平成12年10月 当社代表取締役社長就任（現任） | 338,000株 |
| 2 | うしじま しんご 牛島 慎吾 (昭和36年7月4日生) | 平成6年9月 株式会社ライフ住宅入社 平成12年10月 当社入社 平成13年8月 当社取締役企画営業部長就任 平成17年11月 当社取締役開発事業部長就任 平成19年11月 当社取締役本社事業部長就任 平成20年8月 当社取締役企画営業部長就任 平成24年2月 当社常務取締役企画営業部長就任（現任） | 300,000株 |
| 3 | ほりい 堀 巖 (昭和28年5月23日生) | 平成10年3月 朝日ハウス産業株式会社入社 平成15年3月 当社入社 平成20年11月 当社工事部長 平成21年11月 当社工事部長 平成22年1月 当社取締役工事部長就任 平成24年2月 当社常務取締役工事部長就任 平成26年3月 ファースト工務店株式会社社外取締役就任（現任） 平成27年9月 当社常務取締役生産本部長兼特建事業部長就任（現任） | 700株 |
| 4 | ひがし ひでひこ 東 秀彦 (昭和32年6月14日生) | 昭和62年10月 監査法人中央会計事務所入所 平成3年3月 公認会計士登録 平成19年8月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所 平成23年11月 当社入社、管理部長 平成24年1月 当社取締役管理部長就任（現任） 平成26年3月 ファースト工務店株式会社社外取締役就任（現任） | 1,000株 |

(注) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

また、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | ふりがな (生年月日) | 略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況) | 所有する当社の株式の数 |
|-------|------------------------|---|-------------|
| 1 | 藤本智章 (昭和38年12月26日生) | 平成9年3月 大杉勝税理士事務所入所 平成13年11月 当社入社 平成14年1月 当社常勤監査役就任(現任) 平成26年3月 ファースト工務店株式会社社外監査役就任(現任) | 10,000株 |
| 2 | 田村一美 (昭和24年7月27日生) | 昭和61年4月 瑞穂監査法人入所 平成元年10月 公認会計士登録 平成3年1月 田村一美公認会計士事務所(現田村一美会計事務所)開設 所長(現任) 平成14年7月 当社監査役就任(現任) 平成18年7月 神明監査法人代表社員就任(現任) (重要な兼職の状況) 田村一美会計事務所所長 神明監査法人代表社員 | — |
| 3 | 水永誠二 (昭和34年1月12日生) | 平成元年4月 弁護士登録 中村法律事務所入所 平成3年4月 牧野内総合法律事務所入所(現任) 平成16年1月 当社監査役就任(現任) (重要な兼職の状況) 牧野内総合法律事務所弁護士 株式会社アーネストワン社外監査役 | — |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 田村一美氏および水永誠二氏は、社外取締役候補者であります。
3. 田村一美氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は公認会計士の資格を有しており、特に当社の会計監査体制の充実に向けた専門家としての高度なアドバイスを期待しているためであります。また、同氏は過去に直接会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。なお、同氏は、現在当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって13年6ヶ月となります。

4. 水永誠二氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は弁護士資格を有しており、特に当社のコンプライアンス体制の充実に向けた法律面からのアドバイスを期待しているためであります。また、同氏は過去に直接会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。なお、同氏は、現在当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって12年となります。
5. 当社は、田村一美氏および水永誠二氏との間で現在、社外監査役として、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。また、田村一美氏および水永誠二氏が非業務執行取締役を選任された場合は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、両氏との間で上記同様の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、田村一美氏および水永誠二氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。本議案が承認可決され、両氏が社外取締役として就任した場合、引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、平成19年1月26日開催の第8回定時株主総会において、年額1億5千万円以内と決議いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに監査等委員以外の取締役の報酬額を定めることとし、その報酬額を、これまでの取締役の報酬額および昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額1億5千万円以内とさせていただきますたく存じます。なお、監査等委員以外の取締役の報酬額には、従来どおり使用者兼務取締役の使用者分給与は含まないものとしたと存じます。

現在の取締役は4名であり、本議案に係る監査等委員以外の取締役の員数は、第1号議案および第2号議案が原案どおり承認可決されますと、4名となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が発生することを条件として、効力を生じるものとしたといたします。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額2千5百万円以内とさせていただきますたく存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第1号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと3名となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が発生することを条件として、効力を生じるものとしたといたします。

以上

株主の皆様へ

平成28年1月8日

ファースト住建株式会社

代表取締役社長 中島雄司

株主懇談会のご案内

拝啓 株主の皆様には平素より格別のお引き立てを賜り、心よりお礼申しあげます。

さて、当社第17回定時株主総会終了後に株主懇談会を開催させていただきます。日頃お目にかかることの少ない株主の皆様から、さまざまな貴重なご意見を賜りたく、軽食を準備しお待ち申しあげます。

短時間ではありますが、弊社役員とご歓談いただきまして、弊社へのご理解を一層深めていただければと願ひ、ここにご案内申しあげる次第でございます。

株主の皆様におかれましては大変ご多忙の折、恐縮ではございますが、是非ともご出席賜りますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 株主懇談会開催場所

尼崎市中小企業センター 1階ホール

2. 開催日時

平成28年1月26日（火曜日）

開催時間は定時株主総会終了後に1時間程度を予定しております。

3. 株主懇談会ご入場について

- ① 株主懇談会会場の収容能力および警備上、ご同伴の方も含め株主様ご本人以外の方のご入場はできませんので何卒ご了承ください。

また、株主懇談会ご入場に当たっては定時株主総会会場ご入場受付でお渡しする出席票のご提示が必要となります。

- ② 不測の事態により開催が困難となった場合、急遽中止とさせていただきますこともございましてお含みおきのほどお願い申しあげます。

なお、中止の場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.f-juken.co.jp>）に掲載することによりお知らせいたします。

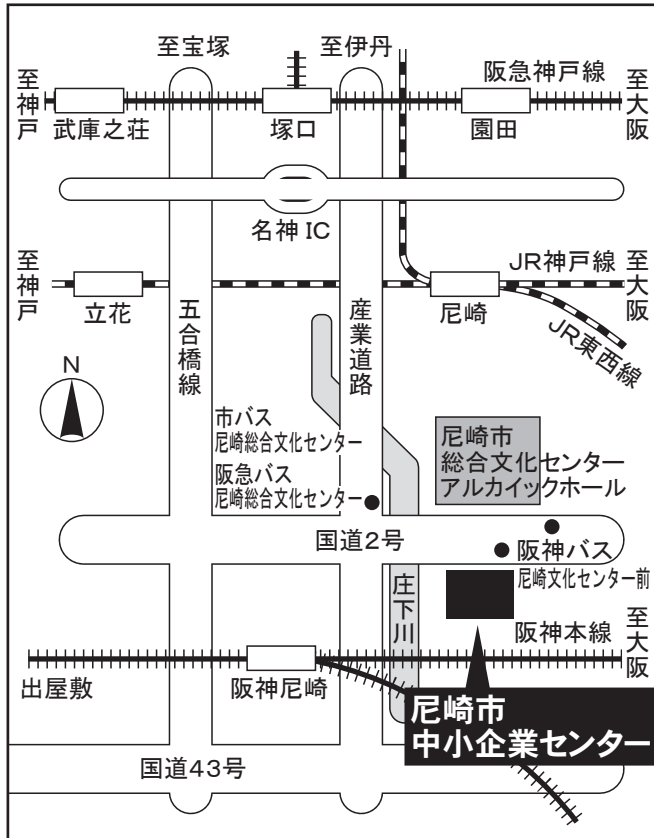
以 上

メ モ

メ モ

株主総会会場ご案内図

会場：〒660-0881 兵庫県尼崎市昭和通二丁目6番68号
尼崎市中小企業センター 1階ホール
(会場が昨年と異なっておりますので、お間違えのないよう
ご注意願います。)
TEL 06-6488-9501 FAX 06-6488-9525
URL : <http://www.ama-in.or.jp>



交通 ○阪神尼崎駅 徒歩約5分

- ※ 駐車場サービス券等をご用意しておりませんので、ご了承のほどお願い申し上げます。
- ※ 昨年から、株主総会ご来場の株主様へのお土産は、とりやめとさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。